

古賀市国民健康保険運営協議会（第3回）会議録

1 開会

2 市長あいさつ

今回、国民健康保険には変更点がある。来年度以降、全ての医療費が都道府県単位での共同事業化になるため、予算の規模が約7億円程度増える。歳入では共同事業交付金が増加し、一方歳出では共同事業拠出金が増加する。国ベースでは3400億円規模で市町村国保の財政の支援を拡充され、平成30年からは都道府県が財政運営の責任を担うようになる。ただし、保険税の賦課徴収や特定健診といった個々の事業は市町村が担うので、今後も皆様方にはよろしくお願ひしたい。

3 会長あいさつ

本日は足元も悪い中ご参集いただき感謝申し上げたい。市長もおっしゃっていたが、平成30年から国民健康保険の運営が変わる。この新制度が効率的に運用されるよう、共に研鑽し合いながらより良い意見を出していきたい。本日もよろしくお願ひします。

4 議事等

① 平成27年度国民健康保険特別会計予算案について（浦野係長）

平成27年度予算については、歳入、歳出の順で特に平成26年度と変更になった点を説明する。

まず歳入について。

1款、国民健康保険税については、一般被保険者数を前年比130人増と見込んでいたが、平成26年度税制改正による軽減判定所得の拡大により909万7千円減額となっている。一方、退職被保険者数は前年比363名減と見込み、4441万8千円減額となっている。

4款、療養給付費負担金は、療養給付費の若干の減額を見込んでいるため、減額している。

5款、療養給付費交付金は、退職被保険者等の被保険者及び医療費が減少することを見込んでいるため、減額している。

6款、前期高齢者交付金については、平成27年度は平成25年度に交付された交付金の実績を基に清算することとなっているので減額と試算している。

7款、県支出金の調整交付金は、平成26年度までは、保険財政共同安定化

事業の対象医療費が30万円以上80万円以下だったが、平成27年度から0円以上80万円以下と拡大される。その激変緩和措置として増額となっている。

8款、保険財政共同安定化事業交付金は、7款県支出金で説明したように、保険財政共同安定化事業の拡大により増額している。

10款、一般会計繰入金は、平成26年度税制改正による保険税軽減判定所得の拡大により、保険税軽減分が増額する。

以上、歳入合計71億5711万3千円、平成26年度予算63億7193万5千円で、比較7億8517万8千円の増額である。

続いて歳出の説明。

1款、総務費では、平成26年度当初予算では職員10名にて予算計上していたが、1名減の9名で予算計上しているため減額となっている。

2款、保険給付費では、過去2年（平成24年度及び平成25年度）と平成26年の決算見込み額を参考に算出している。内訳として一般被保険者分は1700万円増額し、退職者等被保険者分は6600万円減額すると見込まれる。

3款、後期高齢者支援金は、ひとり当たりの負担額が約1900円(1,945円)増加しているため、増額となっている。

7款、共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業の拡大により、増額している。

以上、歳出合計71億5711万3千円、平成26年度予算63億7193万5千円で、比較8517万8千円増となる。

(質疑)

○平成25年度の予算額と比較してあがっているのか。(淀川委員)

→あがっている。(浦野係長)

○保険財政共同安定化事業について。どのような部分がどのように拡大されるのか具体的に説明してほしい。(福岡委員)

→財政共同安定化事業とは、平成18年から始まった制度である。小さな市町村が保険者となって国保運営をした場合、莫大な医療費がかかったところは、財源が尽きてしまう可能性がある。そうした保険財政の困窮を防ぐために、財政規模を拡大し、30万円以上80万円以下の医療費については、掛け金を拠出して県単位でプールしたところから出すという制度がつけられている。そのため、医療費については県単位化が先んじて行われていることになる。

今後は、1円から30万円までの医療費についても保険財政共同安定化事業の対象になる。そのため一旦拠出金として支出するが、交付金として歳入もある。そのように財政規模を大きくして、財政の安定化を図るというものが今回

の事業の目的であり、その規模が拡大されることで、市町村国保財政も70億円規模の財政となっている。(清水課長)

○拠出金と交付金は平成26年度の決算ではだいたいイコールに近い数字になっているが、今年(平成27年度)については1億3700万円くらい差が生じている。拠出金額の方が交付金額よりも1億4000万円程度足りないとなるが、そこは計算で調整するのか、別の方法で調整するのか。(淀川委員)

→1億4000万の差を埋めるために県支出金の方で激変緩和として、1億の補助金が出るという見込みになっている。残りの約4000万円については保険税等で補っていく。

(浦野係長)

② 平成27年度税制改正に伴う国民健康保険税の改定(予定)について

(浦野係長)

現在国会の改正予定として、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得と国民健康保険税の課税限度額の見直しが予定されている。

内容としては、5割軽減の判定所得の算式で被保険者1人当たりの金額を、24万5千円から26万円に引き上げ、2割軽減の判定所得の算式で被保険者1人当たりの金額が45万円から47万円に引き上げるものである。

参考として、5割軽減は、3人世帯の給与収入で約178万円が約184万4千円に、2割軽減は、3人世帯の給与収入で約266万円が約275万2千円にそれぞれ引き上げられる。

次に課税限度額の引き上げとして、医療分が1万円増、後期高齢者支援分が1万円増、介護納付分が2万円増で、総額81万円から総額85万円の4万円を引き上げる予定である。(浦野係長)

以上、税制改正の説明。

5 その他

保険事業実施計画(データヘルス計画)について。

特定健診のデータや診療報酬明細書のデータを活用して、効率的に保険事業を行っていくものである。データヘルス計画は、国の指針によるもので、KDB(国民健康保険データベース)システム等を活用し、データに基づいた保険指導や保険事業を行い、より効率的に運営できる計画を作成している。おそらく次回には内容等を示すことができると思われるため、中間の報告とさせて頂いた。

(長野係長)

議事録の署名について

福岡委員と三輪委員をお願いします。(小林会長)